ASBJ

第 583 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(1)

日付　2026 年 9 月 3 日

プロジェクト　企業会計基準諮問会議からのテーマ提言への対応

項目　のれんの会計処理及び関連する開示の検討

本資料の目的

1. 第 582 回企業会計基準委員会（2026 年 8 月 10 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、のれんの会計処理及び関連する開示の検討への対応について、新規テーマの提言がなされた。本資料では、当該提言に関する当委員会の対応方針案について審議を行うことを目的としている。

新規テーマの提言への対応

（企業会計基準諮問会議による提言の内容）

2. のれんの会計処理及び関連する開示の検討についての提言の内容は次のとおりである。

Ⅰ．新規テーマに関する提言：のれんの会計処理及び関連する開示の検討

のれんの会計処理及び関連する開示の検討を貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

具体的には次のとおりです。

(1) 企業結合に関する会計基準（以下「企業結合会計基準」という。）第 32 項の実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討する。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。

(2) 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討する。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行う。

（提言の経緯）

1. 第 54 回基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）では、公益社団法人経済同友会ほか 12 団体、スタートアップ有志 35 社及び企業経営者 138 名から「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」が新規テーマとして提案された。具体的には次のとおりである。

   (1) のれんの非償却を導入（選択制）

   のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

   (2) のれん償却費計上区分の変更

   現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

   このうち、(1)については遅くとも 2027 年度までに結論・措置に至るように検討すること、(2)については 2026 年度の結論・措置の可能性を含めて検討することが要望されていた。

2. 第 54 回基準諮問会議では、テーマ提案者から提案内容が説明され、基準諮問会議事務局からの分析と合わせて審議が行われ、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて関係者の意見聴取を貴委員会に依頼することとされた。当該依頼は第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）にて行われた。その後貴委員会から、第 55 回基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）において、主にスタートアップの関係者を対象とする 6 回の意見聴取の実施状況が報告され、第 56 回基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）において、財務諸表作成者や小規模監査法人等を対象とする 2 回の追加的な意見聴取の実施状況が報告された。

3. 第 56 回基準諮問会議では、前項の意見聴取や他に収集された情報を基礎として審議が行われた。その中では、第 1 項の提案に幅広い利害関係者の関心が寄せられていることを踏まえて慎重にプロセスを進めるため、これまでに収集した情報をウェブサイトに公表し、テーマ提案に関する判断を行うための材料として上乗せすべきものがないかどうかについて情報要請を行うこととされた。また、これまでに収集した情報の整理に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な意見聴取を貴委員会に依頼することとされた。

4. 前項の情報要請については、4 月 1 日から 6 月 5 日まで行われ、72 件のコメントを得た。また、前項の追加的な意見聴取が貴委員会において 1 回実施され、第 57 回基準諮問会議で報告された。

5. 基準諮問会議ではこれらの経過を踏まえて寄せられた情報を整理して検討を進めた。その結果、基準諮問会議事務局として、のれんの非償却の導入（選択制）及びのれん償却費の計上区分変更を貴委員会に提言しないこと、また、検討の過程で聞かれた次の事項を新規テーマとして提言することを提案した。

   (1) 意見聴取等を通じて、償却期間や償却方法について実務上の課題が聞かれていることから、企業結合会計基準第 32 項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかを検討する。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。

   (2) 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討する。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行う。

6. また、審議では、無形資産の会計基準の開発について複数の委員から関心が寄せられた。この分野については、これまで貴委員会でその時々のニーズに対応して無形資産のテーマに係る検討を行ってきた経緯があり、委員の関心は企業結合に限られるものではないと考えられることから、前項のテーマと切り離したうえで、まずは過去の検討状況の整理を企業会計基準諮問会議において行うことが提案された。

7. 第 5 項及び前項に提案について特段の異論は聞かれず、議長としてコンセンサスが得られたと判断し、貴委員会に対しては、第 5 項(1)及び(2)を具体的な内容として、本件を新規テーマとして提言することとした。

以　上

（当委員会の対応方針案）

3. 企業会計基準諮問会議の提言を尊重し、提言の内容に沿ってのれんの償却に関する課題への対応について検討することを当委員会の新規テーマとしてはどうか。この場合、提言の(1)（企業結合会計基準第 32 項における償却期間及び償却方法の考え方の明確化を通じた実務上の課題への対応）及び(2)（のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直し）の間に強い結びつきはないと考えられるため、(1)と(2)を並行して審議を行ってはどうか。

4. また、企業会計基準諮問会議の提言を考慮し、(1)と(2)のそれぞれについて 2 段階で審議を進めることが考えられる。

- (1)については、企業結合会計基準第 32 項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかを検討する。

  検討を行った結果、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。

  この場合の取組みについては、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 11 条の企業会計基準等の開発に限定されず、同規則第 12 条の補足文書の開発の可能性等も考慮することとする。

- (2)については、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討する。

  検討を行った結果、企業会計基準等の改善をもたらすと判断される場合には、企業会計基準等の開発を行う。

5. さらに以下を考慮し、本テーマを企業会計基準委員会において対応することとしてはどうか。

   (1) これまで企業会計基準諮問会議からの依頼を受けて企業会計基準委員会において意見聴取を行ってきた経緯があること。

   (2) 本テーマに特有の技術的な部分は多くないと考えられること。

ディスカッション・ポイント
本資料第 3 項から第 5 項の当委員会の対応方針案に同意するか。

以　上